

学校における安全点検要領について

えん どう てい ご
遠藤 貞悟

文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室 専門官

1 はじめに

学校は、児童生徒等が生き生きと活動し、安全の確保が保障されることが不可欠である。

昨今、学校において、施設・設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生している。

そこで令和6年3月、文部科学省において、学校及び学校の設置者等が連携し、質の高い安全点検を行うための参考資料として「学校における安全点検要領(以下「安全点検要領」という)」を作成した。

この安全点検要領には、点検動画や点検表のサンプルを収録し、現場ですぐに活用できることを大事にするとともに、学校、学校の設置者、専門家等の関係者がどのように連携することが必要なかを整理した。関係者が積極的に活用し、児童生徒等が安全に安心して学べる環境整備の一助となれば幸いである。

2 安全点検要領作成の経緯

各学校においては、学校保健安全法施行規則に基づき、定期の安全点検に加え、児童生徒等が過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常の安全点検が行われている。

このような中、令和4年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画(以下「第3次計画」という)」において、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではないなど、学校における施設・設備の定期の安全点検に関する標準的な手法についての検討が必要であることが示された。また、令和5年3月には、消費者安全調査委員会から学校の安全点検の実効性を高める必要性等について意見具申があったところである。

これらを受け、文部科学省では、学校安全の専門家からなる「学校安全の推進に関する有識者会議(以下「有識者会議」という)」において、第3次計画及び当該意見具申を踏まえ、学校等における安全点検のあり方について検討を行い、学校現場等において、教職員の負担軽減も考慮しながら質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、安全点検要領を作成し、令和6年3月に文部科学省学校安全ポータルサイト上で公表したところである。

3 安全点検要領の全体像

学校における安全点検について、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を共有するなどにより事故発生のリスクを把握し、定期の安全点検だけでなく、日常の安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなることが有識者会議で議論されてきた。

このことを踏まえ、安全点検要領では、教職員の負担軽減も考慮しながら、学校における施設・設備等の定期及び日常の安全点検に関する標準的な手法・頻度・観点や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方を示している。また、デジタル化した編集可能な安全点検表サンプルや箇所ごとの安全点検のポイントを解説した動画、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用や教職員の負担軽減も考慮した安全点検の取組事例などを掲載している(図1)。

さらに、全国の学校においてICT化が進む中、すべての教職員が、事故防止に資する安全点検の方法等をタブレット等で、いつでも、短時間で学ぶことができるよう、ウェブでの運用とし、適宜、最新の情報に更新できるようにしている。

なお、公開にあたっては、学校現場の先生方に、公開前に実際に活用いただき、その声を踏まえて、



図1 安全点検要領トップページ

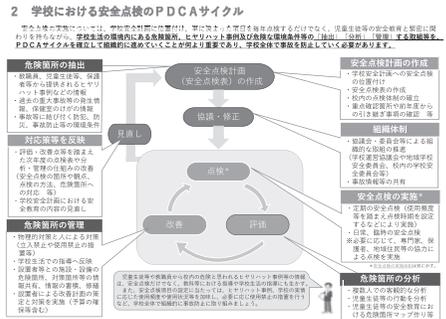


図2 学校における安全点検のPDCAサイクル

改善を加えてきたものである。

以下より、安全点検要領の主なポイントを紹介する。

4 安全点検実施の考え方について

1) 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組み

- ・児童生徒等の安全を確保するために、学校安全計画に基づき、安全管理(施設等の安全点検を含む)と安全教育を両輪とした一体的な取組みを進めることが必要であり、関係者が安全に対する意識を高めることが効果的に取組みを進めるために重要であること。

2) 学校における安全点検のPDCAサイクル

- ・安全点検では、学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境条件等の「抽出」「分析」「管理」する取組み等を、PDCAサイクルを確立して組織的に進めていくことが何より重要であり、学校全体で事故を防止していく必要があること(図2)。

3) 安全点検の実施体制

- ・学校の設置者は、施設の管理者として責任を持って点検全般を実施できるよう、点検方針や点検実施計画等を策定すること。また、建築基準法、消防法等に基づく法定点検を実施するとともに、必要に応じて、金属疲労・腐食・亀裂等の点検の専門性が必要とされるものは、専門家に点検を依頼すること。
- ・各学校は、日頃の学習や活動において事故発生の要因となるものがないか、施設を日常的に使

用する者として、施設・設備の異常(不具合)を早期に発見するための点検を実施すること。その際、教師の負担軽減を考慮し、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲に留めるなど、組織的な安全点検体制により実施すること。

4) 改善措置と計画的な環境整備

- ・安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、学校保健安全法第28条に基づき、危険物の除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な措置を講じなければならないこと。大規模な改修を伴うなどの事項は、学校の設置者に報告するとともに、学校の設置者は、状況を確認の上、改善計画の策定と対策を実施すること。その際、極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策すること。
- ・廊下等に使用していない棚や、備品がそのまま置かれている場合には、そのまま放置することで、適正な避難経路の幅が確保されなかったり、地震等で倒れたりするなど、事故の発生や緊急時の避難に支障をきたすので、安全点検等の機会にそれらの使用の有無を確認し、計画的に配置換えや撤去するなどの対応が必要であること。

5 安全点検の種類と対象について

1) 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検

- ・学校保健安全法施行規則に基づき、定期、臨時及び日常の安全点検を実施すること。
- ・定期の安全点検では、児童生徒等の使用頻度や活動の状況などを踏まえ、点検の対象及び時期

を設定すること。また、臨時の安全点検では、施設・設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合等、実施すべき状況やその方法等を事前に検討しておくこと。

2) 「日常の安全点検」の実施の考え方(図3)

・「日常の安全点検」で教職員が確認する重要なポイントは、

- ①児童生徒等の行動の様子
⇒児童生徒等の行動が事故につながらないか。
- ②物の移動などを含む状況の変化
⇒活動場所等において危険につながる変化がないか。
- ③機器・設備等の劣化や損傷(主に授業等で頻繁に使用するもの)
⇒使用する機器・設備、用具等が安全な状態にあるか。

・教職員が児童生徒等の目線に立って確認することが重要であること。

3) 学校における安全点検を行う対象の考え方

- ・安全点検を行う対象や項目の設定にあたっては、全国で発生した重大事故、自校のけがの発生状況、児童生徒等や教職員からのヒヤリハット事例などを踏まえ、事故等の発生可能性が高いものがないか考慮すること。
- ・施設・設備等の使用頻度、児童生徒等の多様な行動の分析等を踏まえ、使用する中で事故等のリスクのある状態のものがないか、破損や経年

劣化するものはないかを考慮すること。

4) 点検の頻度と方法

- ・安全点検の実施にあたっては、施設・設備、用具等の使い方の点検は日常的に実施、非構造部材等の劣化点検は学期に1回程度実施、棚や機器等の耐震性の点検は年に1回程度実施を頻度の目安とすること。
- ・ただし、日常的に児童生徒等や教職員が使用するものなどは状況が変化しやすいため、使用する機会が多いものは、点検頻度を増やすなど、各学校等の状況を踏まえて設定すること。
- ・教職員が行う点検は主に目視とすが、点検する対象によっては、異常がないか触れたり、動かしたりするなどの触診等を行うこと。

6 事故等情報の共有について

1) 事故発生リスク分析

- ・学校において事故の発生を防止するために、過去の事故統計や事故事例を分析し、事故の発生状況やリスクを把握して、自校の安全点検に活かすとともに、教職員で共有すること。
- ・安全点検要領で示されている以下の学校施設・設備が起因する事故の分析情報等を活用し、事故防止に役立てること(図4)。

※児童生徒等の行動や物の移動等により事故が発生していることが分かり、安全点検に活かせる視点が確認できる。

2) ヒヤリハット事例の活用

- ・学校における事故を防止する第一歩は、学校内

2 「日常の安全点検」の実施の考え方

■「日常の安全点検」で教職員が確認する重要なポイント

- ① 児童生徒等の行動の様子
- ② 物の移動などを含む状況の変化
- ③ 機器・設備等の劣化や損傷(主に授業等で頻繁に使用するもの)

事故とは、①行動、②その時々状況、③環境の状態との組み合わせによって起きるもので、児童生徒等の目線に立って、確認していくことが重要。

■ポイントの詳細

ポイント	①児童生徒等の行動の様子	②物の移動などを含む状況の変化	③機器・設備等の劣化や損傷(主に授業等で頻繁に使用するもの)
視点	児童生徒等の行動が事故につながる点	活動場所において危険に繋がる変化がないか。	使用する機器・設備、用具等が安全な状態にあるか。
重大事故(例)	・窓際にある窓枠がけがの原因となり、窓枠に接触しているのに気付かず、落下し怪我をする。 ・廊下下りの歩み止めの扉、止まれず下の敷材に足を滑らして怪我をする。	・体育館の準備で、立てかけてあった机が倒れ、機軸上部が落下し、指を切断。 ・教室に長巻の設置されていたくぎにより、転倒した際に負傷。	・活動靴でパッキングジャンプの扉の扉を蹴動かし、机の脚がずれ、機軸上部が落下し、指を切断。 ・農業の授業中、むら切り機で作業中、機軸部に足まがたを踏んで怪我。手を機軸の中に入れてしまし、指の一部を切断。

「日常の安全点検」の実施にあたっては、このような重大事故の事例やヒヤリハット事例を組織間で共有し、各学校等における児童生徒等の意識や行動等を踏まえ、「日常の安全点検」の項目として設定し、事故防止に活かすことが重要である。
 ※重大事故の事例については、以下を参照するなど、各学校における「日常の安全点検」に活用してください。
 ・「安全点検の考え方」(別添) 各項目の具体的な点検方法
 ・安全点検の方法の解説(別添) 各項目の具体的な点検方法
 ・安全点検の考え方、自校のヒヤリハット事例を対象項目に追加する(別添) 安全点検の考え方、2. ヒヤリハット事例の活用
 また、「日常の安全点検」において確認される児童生徒等の危険な行動や、事故発生につながる環境の状態の変化等を受け取った際には、その危険物の除去のほか、児童生徒等への指導や注意喚起とともに、教職員間でも共有し事故の防止に努めることが重要である。さらに、教職員は、日頃の授業における指導方法等につながりうるものがないかを確認することも事故防止には重要な取組である。

図3 「日常の安全点検」の実施の考え方

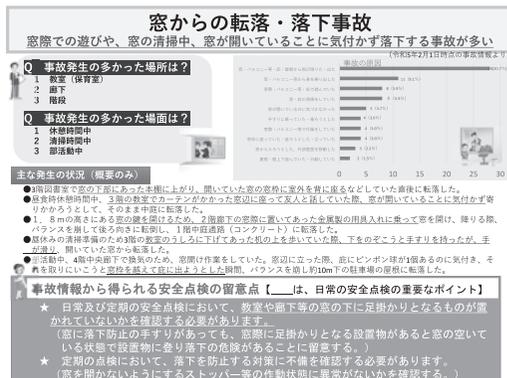


図4 事故発生リスク分析(一例)

で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの気づきを活用することであり、児童生徒等、教職員、保護者、地域など、すべての関係者から情報を収集し、重点的な対策や点検を行う場所を絞り込んでいくこと。

- 共有したヒヤリハット事例は、安全点検だけでなく、教科等の安全教育や、日常生活における指導にも関連づけて、安全教育と安全管理との関わりを緊密にして進めること。

7 安全点検表等の活用について

- 各学校においては、学校環境や児童生徒等の行動等を十分に考慮し、前記5や6に記載している内容等を踏まえ、各学校の実情に即した安全点検を行う項目を定めた安全点検表を作成し、安全点検を実施すること。
- 安全点検要領に示されている「安全点検表の様式サンプル」(自動集計版)を活用するなど、効率化を図りながら、実効性ある安全点検表を作成すること。その際、学校の実情を踏まえ、点検の観点を付加するなどして、安全点検表を作成すること(図5)。
- 各学校の共有ネットワーク内等で共同編集可能な設定をすることで、複数人での同時入力も可能となり、集計表に各点検結果が自動集計され、記録・集計事務の効率化が図られること。

8 「安全点検の方法の解説」の活用について

- 校舎内外の点検箇所ごとに、点検のポイント、事故発生のリスク、点検の視点や方法、点検を

踏まえた対応などを、短時間で学べるよう映像等により紹介している(図6)。

9 「安全点検取組事例」の活用、安全点検参考資料について

- 各学校や学校の設置者において、質の高い実効性のある安全点検の参考となるよう、安全点検取組事例に以下の視点での事例を多数掲載している。
 - ①設置者による専門家の活用事例
 - ②教職員の負担軽減につなげている事例
 - ③児童生徒等の視点を取り入れた事例
 - ④地域や保護者等と連携した事例 等
- 安全点検参考資料では、安全点検に関する通知や、「自治体等女性FM会」作成((一財)建築保全センターHPに掲載)の「学校施設の点検ハンドブック(平成27年12月)」を始めとする安全点検の参考となる資料を掲載している。

10 おわりに

安全点検要領の作成にあたり、協力いただいた学校、関係機関等に感謝申し上げたい。

安全点検要領が、込められた思いのとおり、現場で実効性を持ち、児童生徒等が安全に安心して学べる環境づくりにつながるためには、現場の先生方を含む関係者の皆様にしっかり届き、この趣旨をご理解いただくことが不可欠である。

文部科学省としても、学校等の現場の皆様とともに事故防止に資する安全点検の実効性を高めていけるよう引き続き取り組んでまいりたい。

図5 安全点検表サンプル

図6 「安全点検の方法の解説」と解説映像(一場面例)